

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 26 日 (金) 第 194 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例 (※) (議事課取扱い) 1
- 鹿児島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (※) (総務課取扱い) 3
- 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 3
- 鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 (※)
(人事課取扱い) 5
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (財政課取扱い) 6
- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (※)
(青少年男女共同参画課取扱い) 9
- 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の
一部を改正する条例 (※) (くらし共生協働課取扱い) 9
- へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (※)
(医師・看護人材課取扱い) 10
- ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例 (※) (生活衛生課取扱い) 10
- 鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 (※) (生活衛生課取扱い) 13
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例 (※)
(産業立地課取扱い) 14
- 鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例 (※) (農政課取扱い) 14
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (※) (教職員課取扱い) 15
- 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 (※)
(教職員課取扱い) 15

条 例

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿 児 島 県 条 例 第 10 号

鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 (平 成 3 年 鹿 児 島 県 条 例 第 33 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 の 表 総 務 委 員 会 の 項 及 び 産 業 観 光 経 済 委 員 会 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

総務警察委員会	10人	(1) 総務部 (教育に関する事項を除く。)の分掌に属する事項 (2) 危機管理防災局の分掌に属する事項 (3) 出納局の分掌に属する事項 (4) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (5) 人事委員会の所管に属する事項 (6) 監査委員の所管に属する事項 (7) 公安委員会の所管に属する事項 (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項
産業経済委員会	10人	(1) 商工労働水産部の分掌に属する事項 (2) 農政部の分掌に属する事項 (3) 労働委員会の所管に属する事項 (4) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (5) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

第 2 条 の 表 企 画 建 設 委 員 会 の 項 中 「 企 画 建 設 委 員 会 」 を 「 総 合 政 策 建 設 委 員 会 」 に ， 「 企 画 部 」 を 「 総 合 政 策 部 」 に 改 め ， 同 表 文 教 警 察 委 員 会 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

文教観光委員会	10人	(1) 観光・文化スポーツ部の分掌に属する事項 (2) 国体・全国障害者スポーツ大会局の分掌に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項 (4) 総務部 (教育に関する事項に限る。)の分掌に属する事項
---------	-----	--

第 29 条 第 1 項 中 「 署 名 し ， 又 は 押 印 し な け れ ば 」 を 「 署 名 し な け れ ば 」 に 改 め る。

附 則

- この条例は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日に改正前の鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 (以下「旧条例」という。)第 2 条 に 規 定 す る 次 の 表 の 左 欄 に 掲 げ る 常 任 委 員 会 の 委 員 長 ， 副 委 員 長 又 は 委 員 で あ る 者 は ， そ れ ぞ れ 施 行 日 に お い て 改 正 後 の 鹿 児 島 県 議 会 委 員 会 条 例 (以下「新条例」という。)第 2 条 に 規 定 す る 同 表 の 右 欄 に 掲 げ る 常 任 委 員 会 の 委 員 長 ， 副 委 員 長 又 は 委 員 と な る も の と す る。

左 欄	右 欄
総務委員会	総務警察委員会
産業観光経済委員会	産業経済委員会
企画建設委員会	総合政策建設委員会

文教警察委員会

文教観光委員会

3 この条例の施行の際現に旧条例第 2 条の常任委員会に付託されている事件は、新条例第 2 条の規定により当該事件に関係する事項を所管する常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

.....
鹿児島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 11 号

鹿児島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年鹿児島県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....
職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 12 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

別記第 2 号様式中「こゝに」を「ここに」に、「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....
鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 13 号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次条第 1 項第 8 号」を「次条第 1 項第 7 号」に、「企画部」を「総合政策部」に、「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同条第 2 項中「文化スポ

一ツ局及び」を削る。

第3条第1項第5号中「条例」を「広報及び条例」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項を次のように改める。

2 男女共同参画局においては、前項第6号に掲げる事項を分掌する。

第4条（見出しを含む。）中「企画部」を「総合政策部」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 文化芸術及びスポーツの振興に関する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（鹿児島県国土利用計画審議会条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「企画部」を「総合政策部」に改める。

(1) 鹿児島県国土利用計画審議会条例（昭和49年鹿児島県条例第41号）第6条

(2) 鹿児島県土地利用審査会条例（昭和49年鹿児島県条例第42号）第6条

（鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表企画部の表中「企画部」を「総合政策部」に改める。

別表PR・観光戦略部の表中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

（鹿児島県手数料徴収条例の一部改正）

4 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表の備考中「4の項」を「3の項」に改める。

別表第1企画部の表中「企画部」を「総合政策部」に改める。

別表第1PR・観光戦略部の表中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改め、同表1の項事務の欄中「（以下）」を「（昭和24年法律第210号。以下）」に改め、同項に次のように加える。

(4) 法第57条において準用する法第22条の規定に基づく鹿児島県世界文化遺産地域通訳案内士の登録	鹿児島県 世界文化遺産地域通訳案内士登録手数料	5,100円
(5) 法第57条において準用する法第23	鹿児島県 世界文化	4,000円

条第 2 項の規定に 基づく鹿児島県世 界文化遺産地域通 訳案内士登録証の 訂正	遺産地域 通訳案内 士登録証 訂正手数 料	
(6) 法第57条におい て準用する法第24 条の規定に基づく 鹿児島県世界文化 遺産地域通訳案内 士登録証の再交付	鹿児島県 世界文化 遺産地域 通訳案内 士登録証 再交付手 数料	4,000円

(鹿児島県文化芸術の振興に関する条例の一部改正)

- 5 鹿児島県文化芸術の振興に関する条例（平成17年鹿児島県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第31条中「総務部文化スポーツ局」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

(観光立県かごしま県民条例の一部改正)

- 6 観光立県かごしま県民条例（平成21年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条中「PR・観光戦略部」を「観光・文化スポーツ部」に改める。

(調整規定)

- 7 附則第3項及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年鹿児島県条例第49号）の規定による鹿児島県事務処理の特例に関する条例の改正については、同条例は、鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例によってまず改正され、次いで附則第3項の規定によって改正されるものとする。

.....

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第14号

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鹿児島県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「，監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「，海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 15 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ぐらし保健福祉部の表 2 の項の(3)中「第 52 条第 1 項」を「第 55 条第 1 項」に改め、同項の(3)の金額の欄を次のように改める。

ア	飲食店営業	17,000円（臨時営業にあつては、3,000円）
イ	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	10,200円
ウ	食肉販売業	10,200円
エ	魚介類販売業	10,200円
オ	魚介類競り売り営業	23,000円
カ	集乳業	10,200円
キ	乳処理業	23,000円
ク	特別牛乳搾取処理業	23,000円
ケ	食肉処理業	23,000円
コ	食品の放射線照射業	23,000円
サ	菓子製造業	15,000円
シ	アイスクリーム類製造業	15,000円
ス	乳製品製造業	23,000円
セ	清涼飲料水製造業	23,000円
ソ	食肉製品製造業	23,000円
タ	水産製品製造業	17,000円
チ	氷雪製造業	23,000円
ツ	液卵製造業	23,000円
テ	食用油脂製造業	23,000円
ト	みそ又はしょうゆ製造業	17,000円
ナ	酒類製造業	17,000円
ニ	豆腐製造業	15,000円
ヌ	納豆製造業	15,000円
ネ	麺類製造業	15,000円
ノ	そうざい製造業	23,000円

ハ	複合型そうざい製造業	23,000円
ヒ	冷凍食品製造業	23,000円
フ	複合型冷凍食品製造業	23,000円
ヘ	漬物製造業	15,000円
ホ	密封包装食品製造業	23,000円
マ	食品の小分け業	10,200円
ミ	添加物製造業	23,000円

別表第1くらし保健福祉部の表20の項の(2)中「6,200円」を「6,400円」に改め、同表21の項の(2)の次に次のように加える。

(2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 申請手数料	11,000円
(2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,000円
(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数料	11,000円
(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,000円

別表第1くらし保健福祉部の表21の項の(15)の13中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項の(15)の14中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項中(15)の20を(15)の22とし、(15)の19を(15)の21とし、(15)の18を(15)の20とし、(15)の17を(15)の19とし、(15)の16を(15)の18とし、(15)の15を(15)の17とし、(15)の14の次に次のように加える。

(15)の15 政令第2条	地域連携	2,100円
---------------	------	--------

の 8 第 1 項の規定 に基づく地域連携 薬局等の認定証の 書換え交付	薬局等認 定証書換 え交付手 数料	
(15)の16 政令第 2 条 の 9 第 1 項の規定 に基づく地域連携 薬局等の認定証の 再交付	地域連携 薬局等認 定証再交 付手数料	2,900円

別表第 1 商工労働水産部の表 1 の項の(1)中「5 トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」及び「5 トン以上の漁船の」を削り、同項の(2)中「5 トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可」を「漁業の許可」に改め、「5 トン以上の漁船の」を削る。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(1)の ア中「結核病」を「結核」に改め、同項の(1)のイ中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同項の(1)のエ中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改め、同項の(1)のケ中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同項の(2)のイの(イ)中「気腫^{しゅそ}」を「気腫^そ」に改め、同項の(3)中「第 31 条第 2 項」を「第 31 条第 3 項」に改める。

別表第 1 土木部の表 14 の 6 の項の(3)中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に改め、同項の(3)の ア中「第 30 条第 1 項各号」を「第 35 条第 1 項各号」に、「第 36 条第 2 項」を「第 41 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同項の(3)のイ中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同項の(3)のウ中「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同項の(4)中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同項の(4)の ア中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同項の(4)のイ中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改め、同項の(4)のウ中「第 29 条第 3 項各号」を「第 34 条第 3 項各号」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表第 1 暮らし保健福祉部の表 20 の項の改正規定、別表第 1 商工労働水産部の表の改正規定、別表第 1 農政部の表の改正規定及び別表第 1 土木部の表の改正規定 令和 3 年 4 月 1 日
 - (3) 別表第 1 暮らし保健福祉部の表 2 の項の改正規定 令和 3 年 6 月 1 日
 - (4) 別表第 1 暮らし保健福祉部の表 21 の項の改正規定 令和 3 年 8 月 1 日

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行前の準備に係る手数料の徴収)

2 前項第 4 号に掲げる規定の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第 7 項の規定により行うことができるとされた同法第 2 条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第 6 条の 2 第 1 項又は第 6 条の 3 第 1 項の規定の例による認定の申請が行われた場合には、改正後の鹿児島県手数料徴収条例第 2 条及び別表第 1 くらし保健福祉部の表21の項の(2)の 2 及び(2)の 4 の規定の例により、手数料を徴収する。

.....

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第16号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中映像関係器具の項の次に次のように加える。

通信関係器具	1 回 1 式につき	1, 000円以内で規則で定める額
--------	------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第17号

鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鹿児島県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項及び第 7 項中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第 7 号）の一部を次の

ように改正する。

別表総務部の表 2 の項第 2 号中「公告又はインターネットの利用による」を削り、同項第 3 号中「第 10 条第 3 項」を「第 10 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

.....

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 18 号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

へき地勤務医師等修学資金貸与条例（昭和 49 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「病院」の次に「又は診療所」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 19 号

ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改める。

第 2 条 ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理 ふぐの卵巣、肝臓、胃腸その他の毒性のある部分（以下「有毒部分」という。）を除去することをいう。
- (2) ふぐ処理師 ふぐ処理師の名称を用いて処理の業務に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。

(3) 営業 業として処理を行い、ふぐを食品として販売し、加工し、又は供与することをいう。

(4) 営業者 営業を営む者であつて、第14条の2第2項の規定により営業届出済証の交付を受けたものをいう。

第3条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、ふぐ処理師（第9条第2項の規定により業務の停止を命ぜられた者を除く。第5条において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて処理を行うときは、この限りでない。

第4条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師は」を「ふぐ処理師は」に、「ふぐ調理師免許証」を「第8条第2項の規定により交付を受けたふぐ処理師免許証」に改める。

第5条を次のように改める。

（ふぐの販売等の制限）

第5条 魚介類を販売し、若しくは加工し、又は多数人に対して飲食物を調理して供与することを業とする者は、ふぐ処理師が処理を行つたふぐ（ふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて処理を行つたふぐを含む。）でなければ、食品として不特定又は多数の者に販売し、贈与し、又は供与してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、処理を行っていないふぐを販売し、又は贈与することができる。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者

(2) ふぐ処理師

(3) 営業者

第6条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理師の」に、「一に」を「いずれかに」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第1号中「ふぐ調理師試験」を「ふぐ処理師試験」に改め、同条第2号中「関する」の次に「試験に合格し、」を加え、「調理師で」を「者で、」に、「者」を「もの」に改める。

第7条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

第7条の2第1号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理師名簿」に、「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理師免許証」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に、「若しくは損傷し、又は記載事項に変更を生じた」を「又は損傷した」に、「免許証の再交付又は書換を受け」を「速やかに免許証の再交付を知事に申請し」に改め、同条に次の2項を加える。

4 ふぐ処理師は、前項の規定により免許証の再交付を申請した後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

5 ふぐ処理師は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、知事に免許証の書換えを申請しなければならない。

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 10 条第 1 項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 13 条の見出し及び同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改める。

第 14 条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理師」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（営業の届出等）

第 14 条の 2 営業を営もうとする者は、営業所ごとに、規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、営業届出済証（以下「届出済証」という。）を交付する。

3 届出済証は営業所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（届出済証の再交付等）

第 14 条の 3 営業者は、届出済証を亡失し、又は損傷したときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

2 営業者は、前項の規定により届出済証の再交付を申請した後、亡失した届出済証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

3 営業者は、前条第 1 項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、知事に届け出なければならない。

4 営業者は、前項の規定による届出をする場合において、届出済証の記載事項に変更があつたときは、知事に届出済証の書換え交付を申請しなければならない。

5 営業者は、営業所を廃止したときは、廃止した日から 1 箇月以内に知事に届け出るとともに、届出済証を返納しなければならない。

第 15 条第 1 号中「前条」を「第 14 条」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項から附則第 8 項までの規定は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

（免許に関する経過措置）

2 第 2 条の規定の施行の際現に第 2 条の規定による改正前のふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定によるふぐ調理師の免許（以下「旧免許」という。）を受けている者は、第 2 条の規定による改正後のふぐの取扱いの規制に関する条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定によるふぐ処理師の免許（以下「新免許」という。）を受

けた者とみなす。

- 3 旧条例第8条第1項のふぐ調理師名簿は、新条例第8条第1項のふぐ処理師名簿とみなし、旧条例第8条第1項の規定によりなされたふぐ調理師名簿への登録は、新条例第8条第1項の規定によりなされたふぐ処理師名簿への登録とみなす。
- 4 旧条例第8条第2項の規定により交付されたふぐ調理師免許証は、新条例第8条第2項の規定により交付されたふぐ処理師免許証とみなす。
- 5 旧条例第9条第3項の規定により旧免許の取消処分を受けた後、その取消処分の日から1年を経過しない者については、新条例第7条に規定する者とみなす。
- 6 第2条の規定の施行の際現に旧条例第9条第3項の規定により旧免許に係る業務の停止を命ぜられている者は、第2条の規定の施行の日新条例第9条第2項の規定により新免許に係る業務の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該新免許に係る業務の停止を命ぜられたものとみなされる者に係る業務を停止する期間は、同日におけるその者に係る旧免許に係る業務の停止を命ぜられた期間の残存期間と同一の期間とする。
- 7 旧条例第10条の規定によるふぐ調理師試験に合格した者は、新条例第10条の規定によるふぐ処理師試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

- 8 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第20号

鹿児島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「はきもの」を「履物」に改め、同条第6号中「おのおの」を「各々」に改め、同条第8号中「男女」を「, 男女」に、「, 防臭」を「及び防臭」に改め、同条第9号中「10歳」を「7歳」に改め、同条第10号中「浴そうは」を「浴槽は,」に改め、同条第12号中「洗い桶」を「洗いおけ」に改め、同条第14号中「清潔な」を「, 清潔な」に改める。

第5条第2項第2号中「浴そう, シヤワー」を「浴槽, シヤワー」に改め、同項第4号中「蒸気箱」を「サウナ室又はサウナ設備（蒸気又は熱気を使用して入浴するための室又は設備をいう。）」に改め、同条第3項第1号中「前項第3号及び第4号並びに」を削り、「, 第12号, 第13号, 第14号, 第15号及び第16号」を「及び第12号から第16号まで並びに前項第3号及び第4号」に改め、同項第2号中「5平方メートル」を「, 5平方メートル」に改め、同項第3号中「浴そう, シヤワー」を「浴槽, シヤワー」に、「浴場」を「浴槽水（浴槽内の湯水をいう。）」に、「とりかえる」を「取り替える」に改め、同項第5号中「又は」を「, 又は」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第21号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「15,180円」を「15,200円」に改め、同号イ中「4,540円」を「4,550円」に改め、同項第3号中「10,890円」を「10,900円」に改める。

第5条を次のように改める。

（手数料及び使用料の減免）

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料又は使用料を減免することができる。

- (1) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人を含む。）又は地方公共団体から分析等の依頼又は設備の使用許可の申請があつた場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特別の理由があると認める場合

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第22号

鹿児島県食の安心・安全推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県食の安心・安全推進条例（平成22年鹿児島県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「食品等」を「食品」に改める。

第2条第2号中「）並びに」を「第20条において同じ。）並びに」に改め、同条第5号を削る。

第3章の章名中「食品等」を「食品」に改める。

第20条第1項各号列記以外の部分中「特定事業者」を「生産者（県内に事業所、事務所その他の事業の用に供する施設又は場所を有するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）」

に、「生産、製造、輸入、加工又は販売」を「生産」に、「食品等」を「食品」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 食品衛生法第 6 条、第 10 条、第 12 条、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項又は第 20 条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
 - (2) 食品衛生法第 9 条第 1 項の規定による禁止に違反し、又は違反するおそれがある場合
第 20 条第 2 項中「特定事業者」を「生産者」に、「生産、製造、輸入又は加工」を「生産」に、「食品等」を「食品」に改め、同条第 3 項を次のように改める。
- 3 生産者が自主回収に着手した食品について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかであるとき。
 - (2) 消費者が飲食の用に供しないことが明らかであるとき。
 - (3) 県外において生産をした食品であって、県内に流通していないことが明らかであるとき。
- 第 20 条第 4 項及び第 21 条第 1 項中「特定事業者」を「生産者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の鹿児島県食の安心・安全推進条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する特定事業者（同号イ及びウに掲げるものに限る。）が、この条例の施行の日前に着手した旧条例第 20 条第 1 項に規定する自主回収（同項各号のいずれかに該当する食品等（旧条例第 2 条第 2 号に規定するものをいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 23 号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和 51 年鹿児島県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 号中「3,183 人」を「3,163 人」に改め、同条第 3 号中「1,585 人」を「1,615 人」に改め、同条第 4 号中「12,191 人」を「12,313 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第24号

鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の2条を加える。

（1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第4条の2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。第5項において「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下この条及び次条において「教育職員」という。）のサービスを監督する教育委員会（以下この条及び次条において「サービス監督教育委員会」という。）は、そのサービスを監督する教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある者については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条第1項の規定によりサービス監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間（次項において「長期休業期間等」という。）において当該教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第2条第1項から第4項まで及び第3条の規定にかかわらず、次項から第5項までの規定によるほか、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 サービス監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、その週休日及び勤務時間の割振りを定める対象期間（1月を超え1年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において「対象期間」という。）につき当該対象期間を平均し1週間当たりの勤務時間が38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定めた時間。次条第1項において同じ。）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 サービス監督教育委員会は、第1項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間の割振りを定め、当該最初の期間を除く各期間については、当該各期間における勤務日の日数及び総勤務時間を定める方法によることができる。

4 サービス監督教育委員会は、前項の規定による区分をし、当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも30日前に、当該勤務日の日数を超えない範囲内において当該各期間にお

ける勤務日を定めるとともに、当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

5 服務監督教育委員会は、第 1 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、給特法第 7 条第 1 項に規定する指針に定められた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和 2 年文部科学省令第 26 号）第 6 条第 1 項に規定する措置（次条第 1 項において「指針に定められた措置」という。）を講ずるものとする。

6 任命権者は、第 1 項の規定により人事委員会と協議して定める場合においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 第 1 項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

(2) 対象期間

(3) 対象期間の起算日

(4) 対象期間を定めることができる期間の範囲

(5) 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

(6) 特定期間の起算日

(7) 対象期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間

(8) 第 3 項の規定により対象期間を 1 月以上の期間ごとに区分することとする場合の最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の日数及び総勤務時間

（勤務することを要しない時間の指定）

第 4 条の 3 服務監督教育委員会は、前条第 1 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であって、対象期間中に、その対象となった教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、指針に定められた措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなった場合においては、当該指針に定められた措置を講ずることができなくなった日又は講ずることができなくなることが明らかとなった日以降において 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分を超える勤務時間が割り振られた期間が存するときには、当該教育職員に対して、前条第 1 項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員の当該期間における正規の勤務時間（当該勤務することを要しない時間を除く。）を 1 週間当たり 38 時間 45 分とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該勤務することを要しない時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第 1 項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務は、義務教育諸学校等の教育職員の

給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）第6条第1項の時間外勤務とみなし、当該勤務することを要しない時間に特に勤務することを教育職員に命ずる場合は、同条第2項に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

第5条中「第3条第1項又は前条」を「第3条第1項，第4条又は第4条の2」に、「第3条第2項又は前条」を「第3条第2項，第4条又は第4条の2」に改める。

第16条中「が休日」の次に「又は第4条の3第1項の規定により指定された勤務することを要しない時間（以下この条において「休日等」という。）」を加え、「当該休日」を「当該休日等」に改める。

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する者に限る。第9条第2項において「給特法教育職員」という。）の給料の支給については、鹿児島県職員の給与に関する条例第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第3条第1項，第4条，第4条の2及び第5条」と読み替えるものとする。

第7条の7第1項中「第4条」の次に「，第4条の2」を加える。

第9条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、給特法教育職員の超過勤務手当については、鹿児島県職員の給与に関する条例第15条第3項中「勤務時間条例第3条第2項又は第4条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第3条第2項，第4条又は第4条の2」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条」とあるのは、「鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第3条第1項，第4条，第4条の2及び第5条」と読み替えるものとする。

（鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「第4条」の次に「，第4条の2」を加える。

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第4条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）

第 4 条の 3 の規定により指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。